

諮問番号：令和元年度諮問第5号

答申番号：令和元年度答申第6号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、平成30年7月13日付け平成30年度国民健康保険税納税通知書により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき審査請求人の平成30年度国民健康保険税額を227,900円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、平成30年9月21日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

平成30年度の国民健康保険税額が高すぎるため審査請求人の生活に支障をきたす。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条及び第5条の規定により、適正に行ったもので

ある。

- (2) 審査請求人は保険料が高すぎると主張しているが、国民健康保険税の税率等については、三木市国民健康保険運営協議会の答申に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。

国民健康保険税率については、平成20年度に改定して以来、据え置いて加入者の負担を抑えてきたが、加入者の高齢化による医療費の増加などから平成30年度に10年ぶりに見直しを行い、改定したものである。

- (3) よって、本件処分に違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 国民健康保険の課税額は、本条例第2条第1項の規定により基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされるところ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定に必要な基礎控除後の総所得金額、被保険者数については争いがなく、これらの税額は、本条例第2条ないし第5条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。
- (2) 審査請求人の平成30年度の国民健康保険税の額は、上記のとおり、適正に算定された基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を合算した額であり、本条例に基づき適正に算出したものと認められる。

(3) 審査請求は、行政庁が行った個々の処分の違法性及び不当性を審査する制度であり、処分の前提となる法令や条例の相当性は審査の対象ではない。

審査請求人の主張は、国民健康保険に関する法令や条例が不当であるとの主張であり、審査の対象ではない。

(4) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適切と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成31年4月3日 諮問

平成31年4月15日 調査審議

平成31年4月19日 審査請求人に対し主張書面の提出を求める通知

令和元年5月28日 調査審議

令和元年7月26日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 審査請求人に対して賦課された平成30年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条及び第5条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法

又は不当な点は認められなかった。

- (2) 審査請求人の主張は、平成30年度に改定された後の三木市国民健康保険税の保険税率等に関する本条例の定めが改定前と比べて高きに失し、不当であるというものと理解できる（なお、審査請求人からは、審査請求書以外にその主張を明らかにする反論書、主張書面等は提出されていない。）。

しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め等といった条例そのものの不当性は審査の対象外である。

- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和元年9月4日

三木市行政不服審査会

会長 東 泰弘

委員 藪内 正樹

委員 岡田 順子